

指定居宅介護支援「居宅介護支援センターせいぶ」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(栃木県指定第 0970900957 号)

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 当事業所の各サービスの利用状況	4
8. 虐待の防止について	4
9. ハラスメント対策	5
10. 業務継続計画(BCP)の策定等	5
11. 秘密保持	5
12. 苦情の受付について	5
13. 事故発生時の対応について	6
14. 損害賠償について	6
15. サービス提供における事業者の義務	6
16. サービス利用をやめる場合	6

1. 事業者

- (1) 会社名 有限会社真岡西部クリニック
- (2) 会社所在地 栃木県真岡市長田五丁目8番地1
- (3) 電話番号 0285-82-2245
- (4) 代表者氏名 代表取締役 趙 達来
- (5) 設立年月日 令和7年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称 居宅介護支援センターせいぶ
- (3) 事業所の所在地 栃木県真岡市長田五丁目8番地1
- (4) 電話番号 0285-80-3330
- (5) 管理者氏名 寺内 利恵
- (6) 開設年月日 令和7年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 真岡市・宇都宮市・上三川町
- (2) 営業日及び営業時間

受付時間・提供時間	月～金曜日 8時30分～17時00分
-----------	--------------------

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

4. 職員の体制 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
1. 管理者	1名
2. 介護支援専門員	4名以上(管理者を含む)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金(契約書第3～6条、第8号参照)

《サービスの内容》

① 居宅・介護予防サービス計画の作成

居宅・介護予防サービス計画及びその他の必要な保健医療福祉サービス(以下指定居宅サービス等という。)が、総合的効率的に提供されるように配慮し、居宅・介護予防サービス計画を作成します。

② 居宅・介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族宅を月に1回以上訪問し、居宅・介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅・介護予防サービスの目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅・介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスについて調整を図るため、当該サービスの担当者を招集してサービス担当者会議を開催します。
- ・ご契約者の意志を踏まえて、要介護・支援認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅・介護予防サービス計画の変更

ご契約者が居宅・介護予防サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅・介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅・介護予防サービス計画を変更します。

④ 介護福祉施設等への紹介

ご契約者が居宅で日常生活を営むことが困難となった場合又はご契約者が介護福祉施設等への入院入所を希望する場合、介護福祉施設等への紹介等を行います。

⑤ 医療と介護の連携強化

入院時及び平時において医療機関との連携促進を図ります。

病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

⑥ 末期の悪性腫瘍の利用者に対するアセスメント

著しい状態変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者に対して、アセスメントを速やかに行います。

⑦ 質の高いマネジメントの促進

人材育成の取組みを促進します。

⑧ 公正中立なケアマネジメントの確保

居宅介護支援の提供開始の際、介護支援専門員は利用者に対して、複数の居宅サービス事業者の紹介や当該事業者をケアプランに位置づけた理由について説明を行います。

⑨ 指定サービス事業者の占める割合の説明

前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について別紙のとおり説明します。

⑩ 訪問回数の多い利用者への対応

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(生活援助中心型)を位置づける場合は、当該計

画を市町村に届け出ます。

⑪ 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との連携促進を図ります。

⑫ 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を推進します。

⑬ 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

《基本サービス利用料金》

居宅介護支援・介護予防支援に関するサービス利用料金について、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、下記の利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

※ 1単位=10.21円

要支援1・2	要介護1・2	要介護3～5
442単位	1086単位	1411単位

《加算を算定した場合》

① 初回加算 300単位

- ・新規に居宅・介護予防サービス計画を策定した場合
- ・要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

② 退院・退所加算(居宅サービス計画のみ・初回加算との重複は不可)

- ・医療機関や介護保険施設等を退院・退所にあたり、情報提供を得た場合

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回		900単位

③ ターミナルケアマネジメント加算 400単位(居宅サービス計画のみ)

- ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅事業所へ提供した場合
- ・24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備

④ 入院時情報連携加算Ⅰ 250単位(居宅サービス計画のみ)

- ・病院又は診療所に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合

⑤ 入院時情報連携加算Ⅱ 200単位(居宅サービス計画のみ)

- ・病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合

⑥ 緊急時居宅カンファレンス加算 200単位(居宅サービス計画のみ)

- ・病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の調整を行った場合

⑦ 通院時情報連携加算 50単位(居宅サービス計画のみ)

- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合

《減算を算定する場合》

以下の場合、5割減算(減算が2ヶ月以上継続している場合は、算定しない)

- ① サービス担当者会議の開催又は照会を行っていない場合
 - ② 居宅・介護予防サービス計画原案を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得た上で、計画を利用者及び担当者に交付していない場合
 - ③ 特段の事情なく1ヶ月(介護予防の場合は3ヶ月)に1度、利用者宅を訪問して利用者に面接していない場合
 - ④ モニタリング結果を記録していない状態が1ヶ月(介護予防の場合は3ヶ月)以上、継続している場合
- (2) 交通費(契約書第8条参照)
- 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費相当額を徴収します。
- ・実施地域を超えた地点から 片道概ね5km未満 1000円
- (3) 利用料金のお支払方法
- 前記(1)、(2)の料金、費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、翌月末日までにお支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。介護支援専門員は、要介護者等と支援者の関係における公平性を持ち、サービスの利用援助における公正な態度のもと、その業務に当たります。要介護者等をめぐる関係の間にある中立性、要介護者等が必要とするサービスを提供する機関との関係においての中立性を保ちます。

「介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」

(介護保険法第69条の34)

(2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。交替する場合は、ご契約者にサービス利用上の不利益が生じないよう配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

介護支援専門員の交替を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、交替を希望する理由を明確にし、事業者に対し介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 事業所の各サービスの利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

8. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：管理者
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10. 業務継続計画(BCP)の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施再開するための計画を策定し必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための措置
感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に取り組みます。

11. 秘密保持

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び、その家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることについて本契約をもって同意したとみなします。

12. 苦情の受付について(契約書第17条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 各担当介護支援専門員・管理者

○受付時間 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 8:30～17:00

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く

(2) 行政機関その他苦情受付機関

真岡市役所 高齢福祉課介護保険係	所在地 電話番号	真岡市荒町5191 0285-83-8094
上三川町役場 健康福祉課高齢者支援係	所在地 電話番号	上三川町しらさぎ一丁目1番地 0285-56-9102
栃木県社会福祉協議会 栃木県運営適正化委員会	所在地 電話番号	宇都宮市若草1-10-6 0286-622-2941
栃木県国民健康保険連合会 介護福祉課介護相談窓口	所在地 電話番号	宇都宮市本町3-9県本庁合同ビル6階 028-643-2220

13. 事故発生時の対応について(契約書第18条参照)

当事業所の居宅介護支援・介護予防支援の提供により事故が発生した場合、緊急時対応マニュアルに基づいて対処します。さらに速やかに在住の市町村、契約者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。当事業所の居宅介護支援・介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行います。

14. 損害賠償について(契約書第12条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害について、事業者はその損害を賠償します。

守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援・介護予防支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し直近の居宅・介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、事業者の職員は、居宅介護支援・介護予防支援を提供するにあたって知り得たご契約者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、その職を退いた後も同様とします。(守秘義務)

16. サービス利用をやめる場合

事業者の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護・支援認定の有効期間満了日まで、ですが契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第13条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護・支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護福祉施設等に入院入所した場合
- ④事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
(詳細は後記(1)をご参照ください)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間内であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅・介護予防サービス計画書に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援・介護予防支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第16条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

令和 年 月 日

居宅介護支援・介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の
交付と説明を行いました。

居宅介護支援事業所 居宅介護支援センター せいぶ

説明者氏名 介護支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付と説明を受け、指定居宅介護支援・介
護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____

利用者家族等 住所 _____

利用者家族等 氏名 _____ (続柄)